

○佐渡市地域防災リーダー育成補助金交付要綱

平成31年 3 月 27 日

告示第89号

(趣旨)

第1条 市長は、地域における防災力向上の担い手となる地域防災リーダー（佐渡市地域防災リーダー設置要綱（平成25年佐渡市告示第56号）第1条に定めるものをいう。以下同じ。）を養成するため、防災士の資格の取得に要する費用について予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、佐渡市補助金等交付規則（平成16年佐渡市規則第55号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災士 自助及び共助を原則として、社会の様々な場で、減災及び社会の防災力の向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識、知識及び技能を有する人として特定非営利活動法人日本防災士機構の認証登録を受けた者をいう。
- (2) 自主防災組織 市民が連帯感を持ち、自主的に地域の防災対策を確立するために組織され、規約を作成して市長に自主防災組織結成届出書を提出し、受理された団体をいう。

(交付基準)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、次の表に掲げる基準により交付するものとする。

補助対象経費	補助額
(1) 日本防災士機構が定める研修カリキュラムに基づく防災士研修講座の受講料	補助対象経費所要額の2分の1の額（1人につき30,000円を限度とし、100円未満の端数は切り捨てる。）
(2) 防災士資格取得試験受験料	
(3) 防災士認証登録料	

(申請者の要件)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に定める全ての要件を備えていなければならない。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 自主防災組織又は町内会等から推薦を受けた者
- (3) 自主防災組織又は町内会等の防災活動に積極的に参加する意思のある者
- (4) 補助事業を適正かつ確実に実施できる者
- (5) 市税等を滞納していない者
- (6) 佐渡市暴力団排除条例（平成24年佐渡市条例第33号）第2条第1号又は第2号に該当しない者
- (7) 別表の左欄に掲げる措置要件に該当し、同表右欄の交付停止期間を経過していない者でないこと。

（交付の申請）

第5条 申請者は、防災士研修講座の受講の申込み前までに、地域防災リーダー育成補助金交付申請書（様式第1号）に市長が必要と定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、地域防災リーダー育成補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

2 前項の場合において、市長は、補助金の適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて、補助金の交付決定をすることができる。

3 市長は、審査の結果、補助金を交付しないと認めるときは、その理由を付して地域防災リーダー育成補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知する。

（交付条件）

第7条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助事業者に対して、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うこと。
- (2) 補助事業の内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、事故報告書を速やかに市長に提出し、その指示を受けること。
- (5) 市長が必要と認めて指示したときは、補助事業の実施の状況に関し、遂行状況報告書を速やかに提出すべきこと。
- (6) 補助事業が完了したとき（第3号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたとき（補助金の支払が発生しない場合を除く。）は、その承認のあった日。以下同じ。）から別に定める期日までに、又は補助事業が完了せずに本市の会計年度が終了するときは、当該会計年度の末日までに実績報告書を市長に提出すること。
- (7) 市長が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応ずること。
- (8) 市長が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、市長の指示に従うこと。
- (9) 市長が第16条第4項の規定により補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、市長が指定する期日までに返還すること。
- (10) 第16条第4項の規定により補助金の返還請求の通知を受けたときは、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の

額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すること。

(11) 返還すべき補助金を期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付すること。

(12) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に不服がある場合において、申請の取下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から14日以内に市長に届け出ること。

(13) 市長が実施する補助事業の評価に協力し、かつ、その結果に基づく市長の判断に従うべきこと。

（申請の取下げ）

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から14日以内に、地域防災リーダー育成補助金交付申請取下げ書（様式第4号）により市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなして措置するものとする。

（補助事業の内容変更）

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、地域防災リーダー育成補助金変更承認申請書（様式第5号）に添付書類を添えて提出し、あらかじめ承認を受けるものとする。

(1) 補助事業の実施方法等主要な内容を変更しようとするとき。

(2) 補助事業の期間を変更しようとするとき。

2 市長は、前項の規定により変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、地域防災リーダー育成補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、第1項各号のいずれにも該当しない軽微な変更をする場合は、地域防災リーダー育成補助金計画変更届出書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

4 第6条及び第7条の規定は、第2項の通知をする場合に準用する。
（実績報告等）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了の日から起算して20日以内又は3月31日のいずれか早い日までに、地域防災リーダー育成補助金実績報告書（様式第8号）に添付書類を添えて市長に報告しなければならない。

2 市長は、補助事業者が前項の規定による報告書を提出できないやむを得ない理由があると認める場合は、期限について猶予することができる。
（補助金額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、当該報告に係る補助事業の実績が補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、地域防災リーダー育成補助金交付額確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第12条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合は、補助事業者から提出された地域防災リーダー育成補助金交付請求書（様式第10号）により補助金を支払うものとする。

（中止又は廃止の承認）

第13条 市長は、補助事業者がその責めに帰さない事由により補助事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとするときは、補助事業者から地域防災リーダー育成補助金中止（廃止）承認申請書（様式第11号）を提出させ、これを審査し、中止又は廃止がやむを得ないと認めてこれを承認したときは、当該補助事業者に通知する。

2 前項の承認をした場合において補助金の支払が発生する場合は、第10

条から前条までの規定を準用する。

(補助金の経理)

第14条 補助事業者は、補助金に係る経理について他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支の状況を明らかにしなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び補助金に係る証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 第6条の規定による交付の決定の内容に違反したとき。
- (3) 第7条の規定により付された条件に違反したとき。
- (4) その他法令等に違反したとき。
- (5) 本市との補助事業等に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消すこととなったときは、地域防災リーダー育成補助金交付決定取消通知書(様式第12号)により補助事業者に通知する。

3 第1項の規定は、第11条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

(補助金の返還等)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

2 市長は、第11条の規定により額の確定をした場合(第13条第2項において準用する場合を含む。)において、既に前項の返還額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。

3 市長は、前2項の規定により補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を補助事業者に通知するものとする。

- (1) 返還すべき補助金の額
- (2) 加算金及び延滞金に関する事項
- (3) 納期日

4 市長は、第1項又は第2項の規定により補助金の返還を請求するときは、地域防災リーダー育成補助金返還命令書（様式第13号）により行う。

5 市長は、補助事業者が、返還すべき補助金を第3項第3号に規定する納期日までに納付しなかった場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

（加算金）

第17条 市長は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

2 市長は、補助事業者の申請に基づき、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金の全部又は一部を免除することができる。

3 補助事業者は、前項の申請をする場合は、地域防災リーダー育成補助金返還に係る加算金（免除・減額）申請書（様式第14号）により行うものとする。

（延滞金）

第18条 市長は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

2 前条第1項の規定は、延滞金を徴収する場合に準用する。

3 市長は、補助事業者の申請に基づき、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

4 補助事業者は、前項の申請をする場合は、地域防災リーダー育成補助金返還に係る延滞金（免除・減額）申請書（様式第14号）により行うものとする。

(補助金交付の停止)

第19条 市長は、補助事業者が別表の左欄に掲げる措置要件に該当した場合は、同表の右欄に掲げる交付停止期間において補助金の交付を停止する。ただし、当該措置要件に該当した後、市からの指導等を受け、改善が見られる、又は見込まれる補助事業者については、補助金の交付の停止をしないことができる。

2 市長は、前項本文の規定による補助金の交付の停止をすることとなった場合は、地域防災リーダー育成補助金停止通知書(様式第15号)により補助事業者に通知するものとする。

3 別表に定める措置要件は、不正及び不適切等の行為を行った者並びにそれに共謀した者を対象とし、団体においては、団体にその代表者と主たる原因者を含めるものとする。

4 再停止の処分を受けた補助事業者の交付停止期間は、別表に定める停止期間の2倍の期間とする。

(事故の報告)

第20条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、地域防災リーダー育成補助金に係る事故報告書(様式第16号)を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(報告及び調査)

第21条 市長は、補助金交付に関し必要があると認めるときは、補助事業者に報告を求め、又は実地に調査することができる。

2 補助事業者は、前項の規定による報告の指示があった場合は、速やかに地域防災リーダー育成補助金遂行状況報告書(様式第17号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の規定により、補助事業者に報告を求め、又は実地調査を行った上で、補助事業の遂行状況等が交付決定の内容と著しく相違が見られる場合は、改善内容を明示して補助事業者に指導を行うものとする。

4 市長は、前項の指導を行ったにもかかわらず、改善の兆しが見えない補助事業に対しては、補助金交付の取消しの処分を行うものとする。

5 市長は、前項の規定による補助金交付の取消しの処分を行う場合は、第15条及び第16条の規定を準用する。

(事業遅延の報告)

第22条 補助事業者は、補助事業の完了が当初の事業計画より遅れることが明らかな場合は、地域防災リーダー育成補助金遅延報告書(様式第18号)により、速やかに、市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合は、その内容を審査し、速やかに、補助事業者に対して必要な措置を取らなければならない。

(協力事項)

第23条 補助事業者は、次に掲げる事項に協力する。

(1) 成果に関する資料の作成

(2) 市が主催する成果報告会及び防災研修会等に際しての、資料作成、出席及び発表

(3) 補助事業及び補助金の評価に係る資料の作成、情報の提供並びにアンケート及びヒアリングへの対応

(所管)

第24条 この事業の事務は、防災管財課において所掌する。

(その他)

第25条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(失効規定)

2 この告示は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に、この告示の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

別表（第4条、第19条関係）

措置要件	交付停止期間
偽りその他不正の手段によって補助金等の交付を受け、又は融通を受けたとき。	処分を發した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から36月
補助金等の他の用途への使用があったとき。	処分を發した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から12月
補助事業の実施に当たり、補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令、条例又は規則に違反し、当該違反行為の態様が悪質で補助金等の交付の相手方として不適當であるとき。	処分を發した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から8月
事業完了後の調査対象期間中において、期限までにその報告をしなかったとき（天災地変等報告者の責に帰すべき事情によらない理由がある場合を除く。）。	処分を發した日又は報告をした日のいずれか遅い日から6月

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者住所

氏名 ①

電話番号

年度地域防災リーダー育成補助金交付申請書

佐渡市地域防災リーダー育成補助金交付要綱第5条の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ		性 別	男・女
	氏名		生年月日	年 月 日
研修機関名				
研修予定日	年 月 日 から 年 月 日まで			
試験予定日	年 月 日			
登録予定日	年 月 日			
補助金交付申請額	円			
補助金対象経費	防災士研修講座の受講料	円		
	防災士資格取得試験受験料	円		
	防災士認証登録料	円		
	合 計	円		
添付書類	(1)推薦書（別紙1） (2)誓約書（別紙2）			

別紙1（様式第1号関係）

年 月 日

推薦書

佐渡市長 様

団体名

代表者 住所

氏名



電話番号

下記の者を、地域における防災力向上の担い手として推薦します。

記

住 所	
氏 名	
電話番号	

別紙2（様式第1号関係）

誓約書

私は、補助金の交付を申請するに当たり、現在下記要件の全てを満たしており、補助事業実施期間及び補助事業終了後の5年間についても、これを維持することを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、私が不利益を被ることになっても異議は一切申し立てません。

記

- 1 自主防災組織又は町内会等の防災活動に積極的に参加する意思があること。
- 2 補助事業を適正かつ確実に実施できること。
- 3 市税等を滞納していない者であること。
- 4 佐渡市暴力団排除条例第2条第1号の暴力団又は第2号の暴力団員に該当しないこと。
- 5 佐渡市地域防災リーダー育成補助金交付要綱別表に掲げる措置要件に該当し、同表の交付停止期間を経過していない者でないこと。

年 月 日

佐渡市長 様

申請者

住所

氏名



様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

佐渡市長 印

年度地域防災リーダー育成補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました地域防災リーダー育成補助金の交付について、佐渡市地域防災リーダー育成補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

交付決定額	円
交付決定の内容	この補助金の適正な交付を行うため対象となる事業の内容及びこれに要する経費の配分は、年 月 日付で申請のあった申請書記載事項の に の修正を加えて交付を決定する。
交付の条件	<ol style="list-style-type: none">(1) 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合は、までに市長の承認を受けること。(2) 補助事業を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業に要する経費の使用方法は とする。(3) 補助事業の内容を変更する場合は、までに市長の承認を受けること。(4) 補助事業を中止、又は廃止する場合は、までに市長の承認を受けること。(5) 交付決定の基礎となった事業経費の財源内訳と異なった特定収入があった場合は、額の確定の際これを控除することがある。(6) 上記に定める交付の条件のほか、佐渡市地域防災リーダー育成補助金交付要綱第7条の交付条件を遵守すること。

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

佐渡市長 

年度地域防災リーダー育成補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました地域防災リーダー育成補助金の
交付について、佐渡市地域防災リーダー育成補助金交付要綱第6条第3項の規定によ
り、次のとおり交付しないことに決定したので通知します。

（不交付の理由）

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所
氏名

㊟

年度地域防災リーダー育成補助金交付申請取下げ書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった地域防災
リーダー育成補助金について、交付の申請を取り下げたいので、佐渡市地域防災リー
ダー育成補助金交付要綱第8条第1項の規定により届け出ます。

記

1 取下げ理由

2 その他

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所
氏名

㊦

年度地域防災リーダー育成補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、次のとおり変更したいので、佐渡市地域防災リーダー育成補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

変更の理由	
変更後の補助事業の目的	
変更後の補助事業の内容	
変更後の補助事業に要する経費の配分	
変更後の経費の使用方法	
変更後の補助事業の完了予定年月日	
変更後の補助事業の遂行計画	
補助金変更交付申請額	
補助金変更交付申請の算出基礎	
添付書類 (1) 変更内容が分かる書類	

様式第6号（第9条関係）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

佐渡市長 印

年度地域防災リーダー育成補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した地域防災リーダー育成補助金について、次のとおり変更交付決定したので佐渡市地域防災リーダー育成補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

交付決定額 (変更内訳)	変更前の額	
	変更後の額	
	変更の増減額	
変更交付決定の内容	この補助金の適正な交付を行うため対象となる事業の内容及びこれに要する経費の配分は、年 月 日付けで申請のあった変更承認申請書記載事項の に の修正を加えて交付を決定する。	
交付の条件	(1) 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合は、 までに市長の承認を受けること。 (2) 補助事業を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業に要する経費の使用方法は とする。 (3) 補助事業の内容を変更する場合は、 までに市長の承認を受けること。 (4) 補助事業を中止、又は廃止する場合は、 までに市長の承認を受けること。 (5) 上記に定める交付の条件のほか、佐渡市地域防災リーダー育成補助金交付要綱第7条の交付条件を遵守すること。	

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所
氏名



年度地域防災リーダー育成補助金計画変更届出書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、次のとおり変更したいので、佐渡市地域防災リーダー育成補助金交付要綱第9条第3項の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

1 変更内容

2 変更理由

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所
氏名

㊟

年度地域防災リーダー育成補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知があった地域
防災リーダー育成補助金について、佐渡市地域防災リーダー育成補助金交付要綱第10
条第1項の規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

補助事業の内容	
補助事業の成果	
補助事業に要した経費の配分	
経費の使用方法	
補助事業の完了年月日	
補助事業の遂行状況	
今後の予定	
添付書類 (1) 防災士資格取得費を負担したことを証する書類 (2) 防災士認証状又は防災士証の写し	

様式第9号（第11条関係）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

佐渡市長 

年度地域防災リーダー育成補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付の決定をした 年度
地域防災リーダー育成補助金については、佐渡市地域防災リーダー育成補助金交付要
綱第11条の規定により、次のとおりその額を確定したので通知する。

- 1 交付決定額
- 2 交付確定額
- 3 額を変更して確定した理由
- 4 交付予定日

様式第 10 号 (第 12 条関係)

年 月 日

佐渡市長 様

請求者 住所
氏名

㊦

年度地域防災リーダー育成補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定通知があった地域防
災リーダー育成補助金を下記のとおり交付されるよう、佐渡地域防災リーダー育成補
助金交付要綱第12条の規定により請求します。

記

金 円

振込口座 金融機関名
口座種別
口座番号
(フリガナ)
口座名義人

- ※ 口座名義人が事業の申請者と相違する場合は、別に委任状が必要になります。
- ※ 通帳の写し (表紙の次のページ) を添付してください。

様式第 11 号（第 13 条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者

住所

氏名

㊟

年度地域防災リーダー育成補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった地域防災リーダー育成補助金について、下記のとおり中止（廃止）したいので、佐渡市地域防災リーダー育成補助金交付要綱第13条第1項の規定により申請します。

記

- 1 （中止・廃止）の理由
- 2 事業の進捗状況が分かる書類

様式第 12 号 (第 15 条関係)

第 号
年 月 日

様

佐渡市長



年度地域防災リーダー育成補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付決定のあった地域防災リーダー育成補助金については、佐渡市地域防災リーダー育成補助金交付要綱第15条第2項の規定により、その交付決定を取り消すこととしたので通知します。

1 交付決定取消額 円

2 交付決定取消の内容

3 取消理由

様式第 13 号 (第 16 条関係)

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

佐渡市長 印

年度地域防災リーダー育成補助金返還命令書

佐渡市地域防災リーダー育成補助金交付要綱第16条第4項の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

記

- 1 返還すべき額
- 2 返還期限
- 3 返還を命ずる理由
- 4 返還方法
- 5 補助対象年度
- 6 補助金等の名称
- 7 補助金等の交付決定通知額
- 8 補助金等の交付済額
年 月 日交付 円
年 月 日交付 円
- 9 補助金等の交付確定額

様式第 14 号（第 17 条、第 18 条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所
氏名

㊟

年度地域防災リーダー育成補助金返還に係る
(加算金・延滞金) (免除・減額) 申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の（交付決定の通知を受けた・額の確定通知を受けた）年度地域防災リーダー育成補助金の返還に係る（加算金・延滞金）の（免除・減額）を受けたいので、佐渡市地域防災リーダー育成補助金交付要綱第（17・18）条第（3・4）項の規定により申請します。

記

1 （加算金・延滞金）の額

円

2 （加算金・延滞金）(免除・減額) 申請の理由

様式第 15 号 (第 19 条関係)

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

佐渡市長 印

年度地域防災リーダー育成補助金停止通知書

佐渡市地域防災リーダー育成補助金交付要綱第19条第2項の規定により、補助金等の交付を（停止・再停止）する。

記

1 停止期間

年 月 日 から
年 月 日 まで

2 その他

- ・再停止の場合は、佐渡市地域防災リーダー育成補助金交付要綱別表に定める停止期間の2倍の期間とする。
- ・最低限の生活維持を図る目的で支出される扶助的補助、国県等で定める給付金等を除く。

様式第 16 号（第 20 条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所
氏名 ㊦
(団体の場合は、団体名称及び代表者名)

年度地域防災リーダー育成補助金に係る事故報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった地域防
災リーダー育成補助金において下記のとおり事故があったので、佐渡市地域防災リー
ダー育成補助金交付要綱第20条の規定により報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 事故の内容及び原因
- 3 事故に対する措置
- 4 補助事業の遂行及び完了予定

様式第 17 号（第 21 条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所
氏名 ㊟
（団体の場合は、団体名称及び代表者名）

年度地域防災リーダー育成補助金遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった地域防
災リーダー育成補助金の遂行状況を、佐渡市地域防災リーダー育成補助金交付要綱第2
1条第2項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の遂行状況及び進捗率
- 2 事業収支の遂行状況及び進捗率
 - (1) 収入状況
 - (2) 支出状況
- 3 その他

様式第 18 号（第 22 条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所
氏名

㊟

年度地域防災リーダー育成補助金遅延報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった地域防災リーダー育成補助金の遅延について、佐渡市地域防災リーダー育成補助金交付要綱第22条第1項の規定により報告します。

記

- 1 遅延の内容
- 2 遅延の理由
- 3 遅延の及ぼす影響

4 経費所要額

交付決定額 交付決定日	年度 受入済額	年度への繰越額	不用額

5 補助事業期間

遅延前
遅延後

6 その他

- 様式第 1 号 (第 5 条 関係)
- 様式第 2 号 (第 6 条 関係)
- 様式第 3 号 (第 6 条 関係)
- 様式第 4 号 (第 8 条 関係)
- 様式第 5 号 (第 9 条 関係)
- 様式第 6 号 (第 9 条 関係)
- 様式第 7 号 (第 9 条 関係)
- 様式第 8 号 (第 10 条 関係)
- 様式第 9 号 (第 11 条 関係)
- 様式第 10 号 (第 12 条 関係)
- 様式第 11 号 (第 13 条 関係)
- 様式第 12 号 (第 15 条 関係)
- 様式第 13 号 (第 16 条 関係)
- 様式第 14 号 (第 17 条、第 18 条 関係)
- 様式第 15 号 (第 19 条 関係)
- 様式第 16 号 (第 20 条 関係)
- 様式第 17 号 (第 21 条 関係)
- 様式第 18 号 (第 22 条 関係)